

安心して暮らすための  
福祉の相談窓口

シリーズ市政の「今」。今回は、生活に困ったときに、相談やサポートを行う福祉の取り組みについてお伝えします。



生活の悩みや経済的な困りごとを相談したいが、どこに相談すればよいかわからない。

**生活支援相談センター**

困っている方 → 相談 → 生活支援相談センター

生活支援相談センター ↔ 関係機関 (関係部署と問題解決への支援の調整)

生活支援相談センター → 関係機関 (支援窓口の紹介)

生活支援相談センター → さまざまな支援やアドバイス

【場所】市役所本館1階  
【窓口】月～金曜日 9時～17時 (土、日、祝日、年末年始は休み)  
【電話】☎0120・294・366 または、66・5001



◆生活支援相談センター

さまざまな要因で、これまでの生活を続けて行くことが困難になる場合があります。それは、病気やけがによる障害、失業や借金による生活の困窮、子どもの引きこもりなど多岐に渡ります。

市では、平成27年に「生活支援相談センター」を市役所内に設置しました。市民一人ひとりの状況に応じて、相談支援員が相談に乗り、一緒に考えながら解決に向けてサポートしています。

例えば、求職活動を続けているにもかかわらず仕事がなく見つかからない人は、ハローワークやジョブサポートまいづるなどと連携し就労できるまでの支援を、長い期間就労していない人や就労することに不安がある人には、就労準備として就労体

験セミナーや農業体験ボランティアなどへの参加を勧めたりしています。また、引きこもりについての相談には、府が実施している、引きこもり訪問応援チーム「チーム絆」による個別面接相談を月2回行っています。

さらに、借金や家計で悩んでいる人には、無料法律相談などへの同行や、ファイナンシャルプランナーに専門的な視点でアドバイスを受けてもらう家計相談も行っています。相談支援員とともに家計を見直すことで家計を再建し、自分で管理できるよう支援を行っています。

どこに相談していいかわからないという人も、独りで悩まず、まずは市役所の生活支援相談センターにご相談ください。自宅への訪問も行っていますので、お気軽にご利用ください。

◆舞鶴市成年後見支援センター

自分や家族が認知症や障害などにより、判断能力が十分でなくなったため、成年後見制度のことを詳しく知りたい。

成年後見支援センター

- ◆成年後見制度の利用に関する相談
- ◆成年後見制度を利用するための手続きや提出書類の作成などの説明
- ◆後見人などになっておられる親族への相談支援 など

【場所】中総合会館3階  
社会福祉法人 舞鶴市社会福祉協議会内  
【窓口】月～金曜日 8時30分～17時15分 (土、日、祝日、年末年始は休み)  
【電話】62・5530



◆舞鶴市成年後見支援センター

今年5月に、「舞鶴市成年後見支援センター」を、市の委託事業として、社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会内に設置しました。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でなくなり、契約や財産管理などの法的な手続きにおける意思決定が困難になった場合、本人に不利益が生じることがないように、その人の権利を法的に守ってくれる人(後見人など)を選び、本人の判断能力を補い、支援するための制度が「成年後見制度」です。

体と連携したサポートが行われます。さらに、すでに親族が後見人などになっている場合の相談支援も行っています。

◆障害者しごとサポートセンター

障害者雇用を検討されている事業主への相談支援

障害者雇用の好事例や障害就労に係る制度等の情報提供

障害者しごとサポートセンター

障害者雇用、職場実習・訓練ができる事業所の開拓・支援

新たな障害者就労支援施策創出のための調査研究

【場所】商工観光センター3階  
【窓口】月～金曜日 9時～17時 (土、日、祝日、年末年始は休み)  
【電話】64・1228



その成年後見制度に関するサポートを行うのが同センターで、個人情報厳守のうえで、認知症や障害などで判断能力が十分でなくなった本人や家族からの相談を受け付けています。相談の例としては、初期の認知症の症状がある本人から「老後のことが心配」「福祉サービスを利用したいが自分で契約できない」といったものや家族から「親が消費者詐欺の被害に遭わないか心配」「親の入院費を払うための預金が引き出せない」といった内容があります。同センターでは、成年後見制度を利用するための手続きや提出書類の作成方法などの説明のほか、必要に応じて関係機関や団

今年、市は商工観光センター3階に「舞鶴市障害者しごとサポートセンター」を設置しました。同センターでは、障害者がよりよい就労の機会を得られ、長期にわたって就労できるように、障害者を雇用している事業所や働く障害者をサポートするためのさまざまな取り組みを行っています。事業所向けには、啓発冊子の作成や訪問などを通じて、障害者の就労に関する制度の情報提供や障害者が就労し活躍している市内の事業所の紹介などの雇用推進の啓発事業を実施しています。また、障害者の雇用を検討している事業主からの相談や障害者の新たな就労支援施策を検討するため、府やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、支援学校、高等教育機関などによる検討会議の開催なども進めています。障害者本人には、特別支援学校や高等学校在籍時から就職に向けた支援や障害者雇用、職場実習・訓練ができる事業所の開拓を行うなど就労の機会の増加を図っています。